1. 運営方針について

意見の内容

意見に対する市の考え方

善通寺市新図書館の運営方針(案)において、新図書館の運営を指定管理方式で行うことについては、基本的に賛成です。

1. 指定管理者選定について

資料3ページにあるように、指定管理者は17%と全体に占める割合は少ない上に、民間企業がほとんどを占め、財団社団法人、NPOの順となっています。したがって、指定管理者を選定する場合、民間企業を念頭において進めていくものと推察されます。しかしその場合、1社の寡占状況であり、資料5ページにある「地域特性を踏まえた」善通寺市の特性を活かしたものになることへの懸念があります。また、地域内の経済循環の観点からも、指定管理に当てられるお金が「東京」など大都市へ流出することは、余り好ましいと言えないと思います。

善通寺市の特色としては、総本山善通寺、自衛隊、そして四国学院大学という県内でも数少ない4年制大学が立地していることは異論がない点です。中でも四国学院大学は人文系の学部に特色があり、近年は演劇コースが注目を集めるとともに、大学附属図書館は市民にも開放され、20時30分までの開館や土曜日の利用も可能です。図書館の運営にも十分なノウハウやスキルがあることは明らかです。また、大学生が図書館で子ども達の教育支援の活動など色々な広がりも期待できます。

こうした県内の他の自治体にないアドバンテージ を有効に活用し、少子高齢化が進み、大学を取り巻 く環境が厳しさを増す中、大学という「地域の宝」 を維持するためにも四国学院大学を指定管理者の候補として進めていくことを要望します。

指定管理者の指定にあたっては、「善通 寺市公の施設に係る指定管理者の指定手 続等に関する条例」に基づき、原則公募 することとしております。

いただいたご意見を参考に、新図書館 だけでは賄いきれないサービスや情報を 市民ボランティアや市民団体、また市内 の民間事業者や文化・教育施設等との連 携を進め、地域振興の推進や地域文化の 創造・発展を図ってまいりたく考えます。

意見の内容

2. 図書館のあり方について

資料6ページに「行政との意思疎通」という記述がありますが、市民のニーズが上位概念であって、それを踏まえた運営を目指すべきと考えます。図書館の運営では、市民ニーズを把握することが重要です。資料2ページにはそういった記述がありますが、「7指定管理方式の課題解決に向けて」にもそういった観点での記述をお願いします。

図書館の整備に当たり、善通寺市ではワークショップを開催しましたが、先日その参加者と話す機会があり、ワークショップでは多くの参加者からいい意見が出たということで意見が一致しました。結局、どのような管理主体が運営に当たっても、いい図書館を作るための必要十分条件は、市民が図書館に関心を持ち続け、「お話し会」など様々な場面で運営に積極的にコミットする「市民協働」を構築することにあると考えています。公民連携のモデルケースとなり、市民が誇れる図書館になるための積極的な調査研究と、市民への情報提供・意見交換をお願いします。

意見に対する市の考え方

新図書館につきましては、図書館法に 定める教育・文化の発展という図書館の 目的を担保した上で、民間事業者による 創意工夫や専門スタッフの確保等による 市民サービスの向上を最大の目標とし、 指定管理方式の採用するものです。

具体的な図書館運営・サービス方針については、市民ニーズの把握はもちろんのこと、市と指定管理者との緊密な連携をもって、図書館サービスの向上、効果の向上を図るといった趣旨で記載しております。

2. 善通寺市新図書館の運営方針(案)との関係が見られないもの

意見の内容 意見に対する市の考え方 出版文化を守るために新刊の本を1年間は図書館に 市政の推進に関する貴重なご意見をありがとうございます。 今回のパブリックコメントは「善通寺市新図書館の運営方針(案)」の内容に関するご意見をいただき、必要に応じて計画案の内容を変更する(意見を反映させる)ことを目的としておりますので、何卒ご理解をお願いいたします。

※ いただいたご意見につきましては、一部要約させていただいております。